

③

令和 7 年 6 月

第 3 回徳島市議会定例会議案

(条 例 議 案)

目 次

		ページ
議案第 6 4 号	徳島市職員定数条例の一部を改正する条例を定めるについて……………	1
議案第 6 5 号	徳島市市税賦課徴収条例の一部を改正する条例を定めるについて……………	3
議案第 6 6 号	徳島市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を定めるについて……………	9
議案第 6 7 号	徳島市学校医，学校歯科医及び学校薬剤師公務災害補償条例の一部を改正する条例を定めるについて……………	1 0

徳島市職員定数条例の一部を改正する条例を定めるについて
徳島市職員定数条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和7年6月10日提出

徳島市長 遠藤彰良

徳島市職員定数条例の一部を改正する条例

徳島市職員定数条例（昭和27年徳島市条例第38号）の一部を次のように改正する。

第1条中「等の規定」を「，消防組織法（昭和22年法律第226号），地方公務員法（昭和25年法律第261号），農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）の規定」に改める。

第2条を次のように改める。

（定義）

第2条 この条例において「職員」とは，本市の各機関に常時勤務する一般職の職員（臨時の職に臨時的に任用された職員及び非常勤職員を除く。）をいう。

第3条に次の1項を加える。

2 併任又は兼任を命ぜられた職員については，当該併任又は兼任した職に関し，前項各号に定める定数に含まないものとする。

第4条を次のように改める。

（定数外の職員）

第4条 次に掲げる職員は，前条の定数外とする。ただし，第1号から第3号までに掲げる職員については，当該職員の業務を処理するため，地方公務員

法第17条第1項の規定による採用，地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第6条第1項の規定による任用又は徳島市一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成26年徳島市条例第1号）第3条第1項の規定による採用（同項第1号の業務に係るものに限る。）をされた職員が置かれている場合に限る。

- (1) 地方公務員法第28条第2項の規定により休職にされている職員
- (2) 地方公務員法第55条の2第5項の規定により休職者とされた職員
- (3) 地方公務員の育児休業等に関する法律第2条第1項の規定による育児休業（産前産後休業を含む。）をしている職員
- (4) 地方自治法第252条の17第1項の規定に基づき他の地方公共団体に派遣されている職員（当該地方公共団体から同項の規定に基づき派遣された職員の受入をしている場合であって，当該受入をした職員の数を超えないものに限る。）
- (5) 消防局又は消防署の職員であって採用から1年を経過しない職員（消防組織法第51条第1項の消防学校において行われる初任教育訓練に派遣される職員に限る。）

2 前項第1号から第3号までに掲げる職員が復職又は復帰（以下この項において「復職等」という。）をした場合において，当該復職等により職員の数が前条の定数を超えることとなるときは，当該復職等から1年を超えない期間に限り，当該復職等をした職員を同条の定数外とすることができる。

第5条中「第3条各号に掲げる職員の」を「第3条第1項各号に定める」に改める。

附 則

この条例は，令和8年4月1日から施行する。

徳島市市税賦課徴収条例の一部を改正する条例を定めるについて
徳島市市税賦課徴収条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 7 年 6 月 10 日提出

徳島市長 遠藤 彰 良

徳島市市税賦課徴収条例の一部を改正する条例

徳島市市税賦課徴収条例（昭和 25 年徳島市条例第 23 号）の一部を次のように改正する。

第 10 条を次のように改める。

（公示送達）

第 10 条 法第 20 条の 2 の規定による公示送達は、公示事項（同条第 2 項に規定する公示事項をいう。以下この条において同じ。）を地方税法施行規則（昭和 29 年総理府令第 23 号。以下「施行規則」という。）第 1 条の 8 第 1 項に規定する方法により不特定多数の者が閲覧することができる状態に置く措置をとるとともに、公示事項が記載された書面を徳島市役所の掲示場に掲示し、又は公示事項を徳島市役所に設置した電子計算機の映像面に表示したものの閲覧をすることができる状態に置く措置をとることによつてする。

第 10 条の 3 中「地方税法施行規則（昭和 29 年総理府令第 23 号。以下「施行規則」という。）」を「施行規則」に改める。

第 29 条の 3 中「又は扶養控除額」を「、扶養控除額又は特定親族特別控除額」に改める。

第 32 条の 2 第 1 項第 1 号中「若しくは法」を「、法」に改め、「扶養控除額」の右に「若しくは特定親族特別控除額（特定親族（同条第 1 項第 12 号に規定する特定親族をいう。第 32 条の 3 の 2 第 1 項第 3 号及び第 32 条の 3 の

3第1項において同じ。) (前年の合計所得金額が85万円以下であるものに限る。)に係るものを除く。)」を加える。

第32条の3の2第1項第3号中「扶養親族」の右に「又は特定親族」を加える。

第32条の3の3第1項中「者に限る。)」の右に「若しくは特定親族(退職手当等に係る所得を有する者であつて、合計所得金額が85万円以下であるものに限る。)」を加え、同項第3号中「扶養親族」の右に「又は特定親族」を加える。

第73条第5項第1号中「き損」を「毀損」に、「ま滅」を「摩滅」に改め、同条第7項中「き損若しくは亡失し」を「毀損し、若しくは亡失し、」に改め、同条第8項中「第70条第3項の申告書の提出又は」を削る。

第74条第1項ただし書中「但し」を「ただし」に改め、同条第3項中「き損」を「毀損」に改め、同条第4項中「その見易いところにこれを附着しなければ」を「車体の見やすい箇所に取り付けなければ」に改める。

附則第15条の2の次に次の1条を加える。

(加熱式たばこに係るたばこ税の課税標準の特例)

第15条の3 令和8年4月1日以後に第75条の2第1項の売渡し又は同条第2項の売渡し若しくは消費等(次項において「売渡し等」という。)が行われた加熱式たばこ(第76条の2の規定により製造たばことみなされるものを含む。以下この条において同じ。)に係る第77条第1項の製造たばこの本数は、同条第3項の規定にかかわらず、当分の間、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める方法により換算した紙巻たばこの本数によるものとする。

(1) 葉たばこ(たばこ事業法第2条第2号に規定する葉たばこをいう。)を原料の全部又は一部としたものを紙その他これに類する材料のもので巻い

た加熱式たばこ（当該葉たばこを原料の全部又は一部としたものを施行規則附則第8条の4の2に規定するところにより直接加熱することによつて喫煙の用に供されるものに限る。） 当該加熱式たばこの重量（フィルターその他の施行規則附則第8条の4の3に規定するものに係る部分の重量を除く。以下この項から第3項までにおいて同じ。）の0.35グラムをもつて紙巻たばこの1本に換算する方法。ただし、当該加熱式たばこの1本当たりの重量が0.35グラム未満である場合にあつては、当該加熱式たばこの1本をもつて紙巻たばこの1本に換算する方法

(2) 前号に掲げるもの以外の加熱式たばこ 当該加熱式たばこの重量の0.2グラムをもつて紙巻たばこの1本に換算する方法。ただし、当該加熱式たばこの品目ごとの1個当たりの重量が4グラム未満である場合にあつては、当該加熱式たばこの品目ごとの1個をもつて紙巻たばこの20本に換算する方法

2 前項の規定により加熱式たばこのうち同項第1号ただし書の規定の適用を受けるもの及び同項第2号ただし書の規定の適用を受けるもの以外のものの重量を紙巻たばこの本数に換算する場合における計算は、売渡し等が行われた加熱式たばこの品目ごとの1個当たりの重量に当該加熱式たばこの品目ごとの数量を乗じて得た重量を同項各号に掲げる区分ごとに合計し、その合計重量を紙巻たばこの本数に換算する方法により行うものとする。

3 前項の計算に関し、同項の加熱式たばこの品目ごとの1個当たりの重量に0.1グラム未満の端数がある場合には、その端数を切り捨てるものとする。

4 第1項第2号に掲げる加熱式たばこ（第76条の2の規定により製造たばことみなされるものに限る。）のうち、次に掲げるものについては、同号ただし書の規定は、適用しない。

(1) 第1項第1号に掲げる加熱式たばこと併せて喫煙の用に供されるもの

- (2) 第1項第2号に掲げる加熱式たばこ（第76条の2の規定により製造たばことみなされるものを除く。）と併せて喫煙の用に供される加熱式たばこ（同条の規定により製造たばことみなされるものに限る。）であつて当該加熱式たばこのみの品目のもの

附 則

（施行期日）

第1条 この条例は、令和8年1月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 第73条の改正規定及び附則第15条の2の次に1条を加える改正規定並びに附則第4条の規定 令和8年4月1日
- (2) 第10条及び第10条の3の改正規定並びに次条の規定 地方税法等の一部を改正する法律（令和5年法律第1号）附則第1条第12号に掲げる規定の施行の日

（公示送達に関する経過措置）

第2条 この条例による改正後の徳島市市税賦課徴収条例（以下「改正後の条例」という。）第10条の規定は、前条第2号に掲げる規定の施行の日以後にする公示送達について適用し、同日前にした公示送達については、なお従前の例による。

（市民税に関する経過措置）

第3条 改正後の条例第29条の3及び第32条の2第1項第1号の規定は、令和8年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、令和7年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

- 2 令和8年度分の個人の市民税に係る申告書の提出に係る改正後の条例第32条の2第1項の規定の適用については、同項第1号中「特定親族特別控除額（特定親族（同条第1項第12号に規定する特定親族をいう。第32条の

3の2第1項第3号及び第32条の3の3第1項において同じ。) (前年の合計所得金額が85万円以下であるものに限る。)に係るものを除く。)」とあるのは、「特定親族特別控除額」とする。

3 改正後の条例第32条の3の2第1項の規定は、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)以後に支払を受けるべき改正後の条例第32条の2第1項第1号に規定する給与について提出する改正後の条例第32条の3の2第1項及び第4項の規定による申告書について適用し、施行日前に支払を受けるべきこの条例による改正前の徳島市市税賦課徴収条例(以下「改正前の条例」という。)第32条の2第1項第1号に規定する給与について提出した改正前の条例第32条の3の2第1項の規定による申告書については、なお従前の例による。

4 改正後の条例第32条の3の3第1項の規定は、施行日以後に支払を受けるべき所得税法(昭和40年法律第33号)第203条の6第1項に規定する公的年金等(同法第203条の7の規定の適用を受けるものを除く。以下この項において「公的年金等」という。)について提出する改正後の条例第32条の3の3第1項の規定による申告書について適用し、施行日前に支払を受けるべき公的年金等について提出した改正前の条例第32条の3の3第1項の規定による申告書については、なお従前の例による。

(たばこ税に関する経過措置)

第4条 次項に定めるものを除き、附則第1条第1号に掲げる規定の施行の日前に課した、又は課すべきであった加熱式たばこ(改正後の条例附則第15条の3第1項に規定する加熱式たばこをいう。次項において同じ。)に係るたばこ税については、なお従前の例による。

2 令和8年4月1日から同年9月30日までの間に、徳島市市税賦課徴収条例第75条の2第1項の売渡し又は同条第2項の売渡し若しくは消費等が行

われた加熱式たばこに係る同条例第77条第1項の製造たばこの本数は、同条第3項及び改正後の条例附則第15条の3の規定にかかわらず、次に掲げる製造たばこの本数の合計数によるものとする。

(1) 徳島市市税賦課徴収条例第77条第3項の規定により換算した紙巻たばこの本数に0.5を乗じて計算した製造たばこの本数

(2) 改正後の条例附則第15条の3の規定により換算した紙巻たばこの本数に0.5を乗じて計算した製造たばこの本数

3 前項各号に掲げる製造たばこの本数に1本未満の端数がある場合には、その端数を切り捨てるものとする。

徳島市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条

例の一部を改正する条例を定めるについて

徳島市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 7 年 6 月 10 日提出

徳島市長 遠藤 彰 良

徳島市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

徳島市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成 26 年徳島市条例第 31 号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

徳島市家庭的保育事業等及び乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例

本則中「基準は、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準（平成 26 年厚生労働省令第 61 号）で」を「設備及び運営に関する基準は、次の各号に掲げる事業の区分に応じ、当該各号に」に改め、本則に次の各号を加える。

- (1) 家庭的保育事業等 家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準（平成 26 年厚生労働省令第 61 号）に定める基準
- (2) 乳児等通園支援事業 乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準（令和 7 年内閣府令第 1 号）に定める基準

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

徳島市学校医，学校歯科医及び学校薬剤師公務災害補償条例の一部を改正する条例を定めるについて

徳島市学校医，学校歯科医及び学校薬剤師公務災害補償条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和7年6月10日提出

徳島市長 遠藤彰良

徳島市学校医，学校歯科医及び学校薬剤師公務災害補償条例の一部を改正する条例

徳島市学校医，学校歯科医及び学校薬剤師公務災害補償条例（昭和37年徳島市条例第3号）の一部を次のように改正する。

第3条第3項中「及び第3号から第6号までのいずれか」を削り，「217円」を「434円」に，「第2号」を「第2号から第5号までのいずれか」に，「334円」を「217円」に改め，同項第1号を削り，同項第2号を同項第1号とし，同項第3号から第6号までを1号ずつ繰り上げ，同条第4項中「（以下この項において「特定期間」という。）」を削り，「特定期間に」を「当該期間に」に改める。

第8条の2第2項第2号中「8万1,290円」を「8万5,490円」に改め，同項第4号中「4万600円」を「4万2,700円」に改める。

別表中「6,618円」を「7,285円」に，「8,283円」を「8,850円」に，「9,795円」を「10,768円」に，「10,923円」を「11,963円」に，「11,718円」を「12,625円」に，「12,438円」を「13,098円」に，「5,568円」を「6,110円」に，「6,470円」を「7,045円」に，「7,038円」を「7,50

5円」に、「8,093円」を「8,623円」に、「8,950円」を「9,270円」に、「9,398円」を「9,620円」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(補償基礎額の改定等に伴う経過措置)

2 この条例による改正後の徳島市学校医、学校歯科医及び学校薬剤師公務災害補償条例（以下「改正後の条例」という。）第3条第3項及び別表の規定は、令和7年4月1日以後に支給すべき事由が生じた公務災害補償並びに同日前に支給すべき事由が生じた傷病補償年金、障害補償年金及び遺族補償年金で同日以後の期間について支給すべきものの補償基礎額について適用し、その他の公務災害補償の補償基礎額については、なお従前の例による。

3 前項の規定により令和7年4月1日から令和8年3月31日までの期間に支給すべき事由が生じた公務災害補償並びに令和7年4月1日前に支給すべき事由が生じた傷病補償年金、障害補償年金及び遺族補償年金で当該期間について支給すべきものの補償基礎額について改正後の条例第3条第3項の規定を適用する場合においては、同項中「該当する者」とあるのは「該当する者又は配偶者（婚姻の届出をしないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下この項において同じ。）」と、「434円」とあるのは「384円」と、「いずれかに該当する扶養親族については1人につき217円を」とあるのは「いずれかに該当する扶養親族については1人につき217円を、配偶者である扶養親族については100円を」（令和7年4月1日からこの条例の施行の日の前日までの期間に係る場合にあっては、「いずれかに該当する扶養親族及び配偶者である扶養親族については1人につき217円を」と読み替えるものとする。

- 4 第2項の規定にかかわらず，令和6年4月1日から令和7年3月31日までの間に支給すべき事由が生じた公務災害補償並びに令和6年4月1日前に支給すべき事由が生じた傷病補償年金，障害補償年金及び遺族補償年金で当該期間について支給すべきものの補償基礎額については，改正後の条例別表中次の表の左欄に掲げる字句は，それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えて，改正後の条例別表の規定を適用する。

10,768円	10,263円
11,963円	11,248円
12,625円	11,918円
13,098円	12,590円
7,045円	6,965円
7,505円	7,385円
8,623円	8,320円
9,270円	9,063円
9,620円	9,508円

(介護補償の額の改定に伴う経過措置)

- 5 改正後の条例第8条の2第2項の規定は，令和7年4月1日以後に支給すべき事由が生じた介護補償について適用し，同日前に支給すべき事由が生じた介護補償については，なお従前の例による。